

平成29年度 第5回 大分市清掃事業審議会 会議録

日時：平成29年10月25日（水）14：00～15：00

場所：大分市役所 議会棟4階 全員協議会室

開会

審議会の成立

司会

それでは、本日の審議会でございますが、安田委員、森竹委員、尾形委員、浦松委員から都合によりご欠席とのご連絡を事前にいただいております。また、加藤委員からご欠席とのご連絡がございました。

委員総数15名中10名の委員さんをご出席でございますので「大分市清掃事業審議会条例第6条第2項」の規定を満たしており、本日の審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

資料の確認

司会

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。お席の方に

- ① 次第(次第、委員名簿、配席表)
- ② 資料1 パブリックコメントの結果について(概要版)
- ③ 資料2の修正表(A4)1枚
- ④ その他資料 新環境センターの整備について

を置かせていただいております。

このほか、本日の審議会におきまして事前にお配りしております資料1～5を使用しますのでご準備いただきたいと思います。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、「大分市清掃事業審議会条例 第6条第1項」の規定に基づき、吉岡会長に議長をお願いしたいと存じます。吉岡会長、よろしく申し上げます。

傍聴者

議長

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、傍聴者に対する注意事項というのは省略させていただきます。

議事録署名委員

議長

それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

荒金一義委員と、大久保三代子委員にお願いしたいと思います。後日、事務局より署名をいただきに参りますので、よろしくお願いいたします。

審議

議長

本日の議題は、引き続き、諮問事項である「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について」の審議でございます。活発な議論とご協力をよろしくお願いいたします。

前回第4回で中間答申（案）を審議しまして、その後8月16日に市長に中間答申を提出いたしました。その後の経過も含め、本日の議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（事務局説明）

「経過（第4回中間答申案からパブリックコメントの実施と結果について）」

「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について（答申案）」

「家庭ごみ有料化制度（見直し案）」

議長

資料が多いものですから、少し2つに分けて議論をしたいと思います。

1つは資料の1, 2, 3を見まして、パブリックコメントに関するご質問、或いは、今は詳しい説明は省かれましたけれども、資料2のパブリックコメントの意見と市が考えている考え方の回答ですね、これが行き違いがないだろうか、或いはもう少し詳しく述べなければいけないのだろうかというような観点からご覧になってください。そして意見をお願いいたします。

まず最初に、資料1の全体はまとめなのですけれど、まとめにつきましてはよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ではその次に、修正箇所を含めまして資料2ですが、いわゆる向こうの意見とこちらの回答がマッチしてますねという確認から意見ををお願いします。前もって配布されていると聞いておりますので、その時にもう既にこれはおかしいじゃないのというのがありましたらお願いいたします。

もしなければ順番にやりますね。

資料2、2ページから5ページまでの間、「目的・必要性に関すること」で質問と答えはよろしいでしょうか。

これを見て思ったのですが、この5ページの17番の質問で、「目標値に達していないじゃないか」と、いつかは来るなどと思って見ていましたがやはり来たかという感じがいたしますね。

もし特になければ次に参りますが、よろしいでしょうか。

それでは、6ページから「ボランティアごみに関すること」。よろしゅうございますか。特に7ページから9ページに関する「指定ごみ袋に関すること」ですね。ここで修正が入っており

ますので、修正の所も合わせてご覧ください。

事務局にちょっと伺うのですが、9ページの4番の一番最後くらいで、「レジ袋は、石油精製の過程で使い道がなく燃やしていた」というのは、これは正しいですか。そんなことないような気がするのだが。

事務局

これについてはちょっと調べていません。申し訳ございません。

議長

良い材料を使って作っているはずですから、燃やしているものを使うということはないので。石油精製の上から炎が出てますけれど、あの炎の事と間違えているのではないかという気がいたします。あれは燃やさなければいけないので、爆発の恐れがあると思います。

それとあと5番、紐、これは一つのアイデアだなあとと思いますね。安くつくし。長いものは袋を巻きつけておきなさいとか書いてありますけれど、やはり紐の方がいいだろうなと思って。良いアイデアだなと思って、持つところがありますから。どんなものですか、事務局の方としては。

普通で言うと長いものですね、段ボールのような四角いものではなくて。

事務局

他都市でもこういうことをやっている所はまだ聞いたことがないので、研究の方はしていきたいと思っております。

委員

ちょっと気になったのですが、紐でくくられるというのは、どういう形のものになっても紐でくくられればいいのかと思ったものですから。大きさはどういうふうにして決めればいいのかと思って。

議長

多分それは専門家会議にかかると思いますよ、もし紐をつけるとする。ただ、長いものとかは1mくらいに切って出しなさいというのがあって、入りませんよと言ったら、それに袋をつけて出しなさいよというふうに書いてあるから、そういう時に便利だなと思いますね。いわゆる長尺物というもの。

他にございますか。よろしいですか。

はい、それでは、手数料に関する事で10ページから15ページまで。(4)、(5)、(6)。一番私が気になりましたのが、11ページの(6)の一番目の「ごみ捨て分類を単純化できないでしょうか」という所です。一番私が出す時困っているのは、プラスチック。これは回収できるプラスチックなのか、それとも燃やしてしまうプラスチックなのか、金属も入っているから金属の部分は不燃物に入れなければいけないのか、という事ですね。色々な物からそうして一つの物が作られている。それをどこに分けたらいいのだろうか。私が困るのだから、他の人はもっと困っているの

だろうなと思って。特にプラスチックの場合は、回収するプラスチックは容器包装法に基づくものだから、これでないとだめですよと言われるけれど、そんなことを言われるとはあまり思っていない。回収する物にはマークが入っていますよと言われるけれど、ひっくり返していちいち見ているようなことは多分できない、という部分が多分一番困っているのではないかなと思います。そういう時にはどのような説明を事務局の方ではされるのですか。

事務局

今おっしゃいました「資源プラ」の分については、資源プラのマークがついているということで、容器包装は会長さんの言われた通りです。容器包装リサイクル法に定めた容器の包装をしておりますけれど、元々があまり複雑な構造をしておりませんので、それに金属がくっついたりということはありません。基本的に1つの、マヨネーズ容器もプラスチックでできているのですけれど、そういう物もプラスチック製品で、他の材質のものは含まれておりませんので、基本的にプラスチックだけで出来ているという単純な構成で出来ているということになります。

それ以外、今おっしゃったのは、「製品プラスチック」と言って対象にならないおもちゃ——金属とプラスチックが一緒になっているようなものとか、木の材質も一緒になっているものもあると思います。そういう場合は一応壊せるなら壊していただきたいのですが、なかなかそれが難しければ、製品プラスチックの部分が多ければ「燃やせるごみ」、金属がかなり多く見えるようでしたら「燃やせないごみ」ということでご説明させていただくしかないのかなと。本当はある程度分解していただくのが一番よろしいかと思うのですけれども、そこまで市民の方にお問い合わせするのはなかなか難しいというところだと思います。

議長

法律の名前も知っていますけれど、そういうのはあまり知らない。マークなんかないから。プラスチックをどうするのという話。多分なかなか難しいだろうとは思いますが。

他にございますか。

ページ13の6番は変更がございますので、ご確認ください。

すみません、これで「ごみ処理経費で5, 200万円の効果」というのは、これは水分をとばすだけの費用ですか。

事務局

この費用については、焼却の費用になっております。水きりをすることで単純に重さが減った分で焼却の費用を計算したということです。水分がなくなったのでカロリーがどうのこうのというそういう計算はしてないです。重さの計算だけでいっております。

議長

「水きりをしてください。」というのは、「重さを減らしてください。」という事ですか。そうじゃないでしょ。「その水分が含まれているために燃えにくい。だから水をきって燃えやすいようにしてください。」じゃないですか。ということは、本来ならば、水の潜熱で何カロリー、温度を何度上げるのに何カロリーいって、その何カロリー分をプラスアルファにやろうと思ったら灯油代がこれだけいって、というような計算に本来なるのだということではないとおかしいのではないかと。

事務局

比較はなかなか難しいので、一日一世帯当たり40グラム、一絞りすれば必ず40グラムの水分が抜けるというのが分かっているのです、最低限その40グラムが21万世帯、365日、まったく絞らなかった場合と絞った場合とで比較させていただきました。そうしますと約3,000トン、水分だけで。厳密に効果なのかということと変わってくると思うのですが、3,000トン減った時に焼却処分にかかる処理原価1トンあたりの金額を計算した時に、年間約5,200万というような計算上の比較になります。

議長

私が申し上げるのは、そうではなくて、「絞る目的は何なのですか」というところから話が始まっているのです。絞る目的は、水分を減らす、燃えやすくするためでしょ。

事務局

今おっしゃったように、ごみの減量が目的なのですが、一番この水きりを、最近になって推奨するのが、水を結局焼却場で燃やすというのが一番もったいないというか、一番分かりやすいのですね。市民の皆さんに説明するのは、この水が入っているのを焼却場で燃やすということ自体が無駄になるということをも市民の方に説明するのが分かりやすいというものもあって、この40グラム、一絞りの説明を今までしてきたというのがあります。

議長

だから、その水を絞ればこれだけ抜くよというのが必要なでしょ。水を絞ると重さがこれだけ減るから、比例してこれだけ安くなりますよというのでは論理がおかしいじゃないのと言っているのです。

事務局

熱量というか、そういったカロリーを計算するのは、そういった計算上であればできるのかもしれませんが、清掃工場では実際のところ、炉の中に生ごみを含めて可燃物を入れて焼却するわけですけど、最初に、炉の立ち上げのときに燃料とか灯油等を使って火をおこして、その後は生ごみを含めそういった可燃物をずっと炉が止まるまでほぼ二百何十日燃やし続けるわけですけど、その間、要は燃えにくいから灯油を足して追い炊きをするとか、そういうことはないです。だから自然発火のままずっと燃え続けて、後は自然と焼却していくということで、そういうことと言えば、生ごみが多いからと言って燃料費が増えるということはない。はい。

議長

それでは目的が違うでしょ。

事務局

ただそういったことで、要はサーマルリサイクルではないですけど、工場で発電を行う時にやっぱり当然燃えやすく、発熱量が多くなれば発電も多くなるので、そういった意味ではそういった

水分を出さない方が、工場の運営上はメリットがあるということにもつながってゆくと思います。以上です。

議長

じゃあ、私が勘違いしていたのですね。この水を絞るということは、よりよく燃えるようにするためではなくて、重量を減らすためですね、

事務局

水きりにつきましては、基本的には生ごみの減量ということを一番の目的にしております。ただいま進めております「3きり運動」につきましても、要するに生ごみの減量ですけど、その中の「使いきり」、「食べきり」、「水きり」で、全体で生ごみを減らしましょう、重量を減らしましょうというところが第一義的な目的になります。

議長

水きりは量を減らす、重さを減らすためですね、ということだね。

事務局

結果的には、焼却の際に水分が抜ければ、効果としてはそういった副次的な効果も出てくると。

議長

副次的な効果はともかくとして、こうなのですね。回答としては。

はい、他にございますか。

14ページの11番目、下から4行目、この人は手動圧縮機を考えたと書いてあるのですが、何か図面でもあったのですか。

事務局

簡単な図面が一緒についていたのですけれども、実際は難しいのかなというような内容でしたが、ご自分で考えてこういった物であればできるのではないかというふうなご意見をいただいております。

議長

はい、他にございますか。

15ページまでよろしいですか。次に16ページから23ページまで、不適正排出、これも現実困った問題は沢山ございますけれども。やはり現場が一番苦勞しているのですね。

特にないようでしたら、次に参りたいと思います。24ページから25ページ、「野外焼却に関する事」。よろしいでしょうか。

はい、26ページから以降、「その他」に関する事。よろしいでしょうか。

特になければ、個々のコメントに対する回答はこれでよしといたします。全般についてご意見の

ある方いらっしゃいますか。

特になければ、資料3と資料4及び資料5の「見直し案」についての議論をしたいと思います。まず、資料3の「答申」につきまして、下線部分を引いたものを追加してございますが、よろしいでしょうか。

あと、資料5の「見直し案」そのもの、これはここを修正したという部分はございませんけれども、特にお気づきになった点がありましたらお願いいたします。

委員

質問です。先程の資料4の一番四角に囲んである「移動可能な箱物ステーション」ってあるのですよね。あるからこれができたということですよ。見たことないので。私はごみステーションのある場所でA地点に置いて、次の時はB地点に持って行く、そういうことですか。

事務局

自治会の方で管理していただいている道路上や歩道上に設置してある固定された箱物ステーションがあるのですけれども、それは実際事前協議とかがなくて、そのまま置かれているという状況でございます。現在そういった箱物ステーションについて新設・改修する場合は補助の対象となっておりますが、今後こうした道路上や歩道上で通行上の妨げとなるもの、そういったものを解消していきたいということで、それを移動可能な、ごみ収集日だけにそこに出すと、今と同じ所にごみ収集日のみ設置して、それ以外の時は適正に管理していただくと、なるべく交通に支障がないように配慮してそこに置いていただくと、そういった条件を付して、そういう条件をクリアしていただければ補助の対象にしようというものでございます。

現在6月末現在で、道路や歩道上にあるのが308か所ございます。そういう所を解消していこうという方策でございます。

委員

すみません。私、初期の時、最初にクリーン推進員が出来た時からなっているのですが、前も言いましたが、最初の時、クリーン推進員になった時に、丁度その頃、移動ステーションの件に絡むのですけれども、ごみ収集日が終わったらどこがごみステーションか分からないくらいにしましようというようなスローガンというか、目的があったと思います。今はもうネットが当たり前というか、固定して取り付けていますよね、色んな所に。ごみ収集が終わった時は収集車の方が上手く寄せて下さっているのですが、それでもそれがかなわないときにはそれが道路上に広がって、歩道を歩くおばあちゃんの足に絡まったとかいう話もありました。だから、初期のきれいな街づくりをしましよう、アバウトな言い方ですけど、ごみステーションがどこか、ごみ収集日でないと分からないくらい街づくりをきれいにしましようというのが、もう20年位前ですがあったと思うのです。その方針はどこに行ったのかなど、前も一回私聞いたことがあるような気がするのですけれども、不可能だから結局ネットを付けているのだらうなと思うのですけれども、昔クリーン推進員になった時に、ごみ置き場がどこかわからない、そんなきれいな街並になればいいねと言ったのはもう昔の夢のかなど。これ、どうしてくれというのではなくて、今この移動ステーションのことを聞いた時に思

い出して、確かそういうことを言った時代もあったけどなど、今思うとごみステーションに補助金が出ますと言われるから、うちもしっかり補助金申請してますけれど、ごみ置き場がいつもいつもあるというのものと、個人の意見ですが、思いました。要望とかではなく意見です。

事務局

この有料化制度が出来る前は確かにごみステーションにつきまして自治会で完全に設置していただくということで支援はしておりませんでした。被せネットの現物支給につきまして、平成27年度から実施をしております。その前はおそらく被せネットとかは使わずに、そこにごみ収集の日だけ出して、それを片付けて、職員が収集してしまえば何もなかったという状況になるのかもしれませんが、ただカラスとか猫とかの害があるということで被せネットの支給をしていってありまして、私の家のそばでは歩道にもあるのですけれど、やはり収集した後、地域の人たちがそれを折りたたんで隅のほうに置いておくという対応をしております。

全くステーションがどこにあるか分からないと、当時20年前の事で、私もはっきりとお答えすることはできないですけれども、例えば、分別を守りましょうとか、収集日に出しましょうとかの看板も市の方でも支給をして、自治会の方にステーションと一緒に適正に管理していただくようにしておりますので、ステーションがどこにあるか分からないというような状況に今はなりにくいかなと思っております。以上でございます。

委員

今のごみステーションのお話なのですけれど、いまはごみステーションのすごく立派な物、何を入れるのだろうかというくらい立派な物から色々ございますが、あれはどのようにするのでしょうか。水道みたいに市の斡旋、指定があったりするのでしょうか。そういうふうな、どこの業者をお願いすればいいとか、素人で分からないのですが。

委員

それは自治会です。

事務局

ステーションにつきましては、配置に一定のルールを設けてありまして、25戸に1か所、またマンション等は原則1棟に1か所ですけれども、2棟3棟と繋がっている場合には、まとめて1か所に設置していただくということでお願いをしております。ですので、そこにごみを出される戸数によってステーションの大きさが決まってくるということと、場所につきましても収集車が出来るだけ短時間で収集という観点で設置をお願いしております。自治会の方で職員と相談をして大きさや掲示なども決めていくという状況でございます。

議長

なんでも相談して下さい。他にございますか。

委員

ちょっとよろしいですか。今の関連で。

この案、審議会の資料3の部分です。この部分のページ、文言についてちょっと思うのですが、3番目ですね、下線を引いている所でございますが、委員さんの方からもいろいろ意見が出て、行政の方からも回答ということでもいただきました。で、ここで下線の2段目、ステーションの「設置」、どうもこの文言に引っ掛かるんですね。その上から読みますと、「市民に身近なごみステーションの設置」というのは、いたる所に置いていいのではないかなという考え方にも取られます。「整備」は分かるのですが、ここの所いかなものかなと思うのです。ごみステーションの設置とした時、これを読まれた方が、どれくらいにごみステーションを1つ置くというところを、いたる所に設置が可能なんじゃないかということにも捉えそうな気もするのですが。

行政としてはいかなものでしょうか、この文言で。設置だけでいいです。捉え方が、私一人かもしれませんが、そう思ったので。ごみステーションの整備だけで設置のほうはどうも思ったのです。

事務局

我々が助成制度で設けているのが、設置、新設と改修ということ、維持管理につきましては、うちの方の清掃指導員、職員がクリーン推進員さんと一緒になってそれぞれ啓発などをしていくというような状況でございますが、ここの文言なのですけれど、例えば「市民に身近なごみステーションに関しては」ということで、設置や整備という具体的なことを入れていくというふうな…。

委員

設置は要らないのではないかなと、設置の2文字だけ。

事務局

整備に含まれてしまうということ。

委員

ちょっと気が付いたことを言わせていただきました。

議長

ご指摘の所は、「市民に身近な」という部分ではないのですか。

委員

「身近なごみステーションの設置」だから、その「設置」というのはいたる所に、一般の方がここにもほしい、あそこにもという風にもとらえがちではないでしょうかということなのです。

事務局

今、委員さんがおっしゃったのが、「市民に身近な」がどこにかかるかということで、ごみステーションの設置が身近なところではあるというふうにとられるのではないかとのご指摘だったと思うのですが、こちらに書いている意味合い的には、「市民生活にとって身近な問題であるごみステーションの設置や整備」というところなので、そこが誤解のないようはっきり出来ればと思います。どこに掛かるか分かりにくいような形になっていまして、すみません。

例えば、「ごみ減量・リサイクルの推進にかかる事業の中でも特に、ごみステーションに関しては、市民に身近なものであり、その設置や整備については、よりいっそう充実した支援体制を望みます。」というようなことでいかがでしょうか。

議長

そのパターンにしましょうか。他にございますか。今のパターンでいいですか。要するにごみステーションが身近なものだから、その整備についてはこちらで決めますという。

そのほか、ございませんか。よろしいでしょうか。

委員

なし

議長

それでは、一部修正がございますけれども、「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について 答申（案）」につきましては、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

委員

異議なし

議長

はい、ありがとうございます。

本件につきましては原案どおり承認することに決定いたします。

尚、先ほど提案がありましたことにつきましては、修正させていただく事にいたします。修正につきましては、誠に申し訳ありませんけれど、当審議会会長にご一任していただけますでしょうか。

委員

はい

議長

では、以上を持ちまして「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について 答申（案）」に係る審議をすべて終了します。

6月に委嘱されてから、また家庭ごみ有料化制度の3年ごとの見直しということで制度の検証・検討について、約4か月の間に5回にわたり集中的な審議をいたしました。

委員のみなさまには、ご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

それでは次に、次第(3)その他 について、事務局からお願いします。

事務局**(事務局説明)****「新環境センターについて（報告）」****議長**

報告ですけれども、ご質問があればどうぞ。

委員

どこに作るのか決まっているのですか。大筋で。場所は。

事務局

これにつきましては、この検討委員会の中で、広域5市含めまして、それぞれ建設候補地をどうするかということも検討委員会の中で決めていきたいと考えております。

議長

ほかにございますか。

特になければ、この新環境センターの整備については報告を受けましたというふうにさせていただきます。

それでは全体を通して委員の皆さんから何かありますか。

委員

なし

議長

事務局からはありますか。

事務局

特にございません。

議長

それでは審議が終了しましたので、事務局にお返しします。

司会

本日は長時間にわたり、また、6月以降、吉岡会長、今山副会長をはじめ、委員の皆様には、お忙しい中この審議会にご出席いただき誠にありがとうございました。

今後は、本日、先ほど一部修正がありましたが、承認をいただきました最終の答申案をとりまとめまして、11月2日に吉岡会長、今山副会長から市長に答申書として提出していただく予定です。

その後、市議会経済環境常任委員会にご報告し、11月中旬には見直し後の家庭ごみ有料化制度として決定したいと考えております。

要綱等の整備や予算措置等、調いましたら市民の皆様にはホームページや市報を通じてお知らせす

る予定です。

今回で今年度予定されている審議会は終了となります。

委員の皆様には、6月に諮問を受けて以降、お時間をつくっていただく中で、再三にわたりまして貴重なご審議をいただき、この間の皆様方のご労苦に、心から感謝申し上げます。

以上を持ちまして、平成29年度第5回大分市清掃事業審議会を終了いたします。

ありがとうございました。